

令和 2 年第 5 回守山市農業委員会総会議事録

第 5 回守山市農業委員会総会を市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 2 年 5 月 11 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 20 号～議第 22 号

議第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 19 号～報告第 24 号

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届

出の報告について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 23 号 農地変更届出について

報告第 24 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1	川立 浩義	3	北野 進	4	川島 忠文
5	林 清昭	6	下村 耕	7	木村 伊太郎
8	谷口 喜久	9	園田 耕三	10	杉江 清作
11	奥野 拓男	12	寺田 英子	13	勝見 友男

3 欠席委員は、1 名です。

2 番 林 善治 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 岩井 友宏

書 記	主幹	寺田 篤司
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	井上 敦
農政課	主査	西川 孝司

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 5 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 2 時 02 分)

○議 長

それでは、令和 2 年第 5 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、報告案件 6 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

なお、今回の提出案件に対しての現地確認者は、新型コ

ロナウィルス感染症予防対策の観点から今月の輪番による当番委員の現地確認は中止いたしまして、各地区の担当委員だけで行いましたので、あらかじめ報告いたします。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

9番 園田 耕三 委員

10番 杉江 清作 委員 を指名いたします。

○議 長 （第7条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第20号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第20号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 (第9条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第20号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第20号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第21号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第21号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第21号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の 2 ページ、位置図の 2 ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1 件でございます（位置図 P 2）。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 59 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりで、自作地となっております。

譲渡人は、〇〇町〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇さん 〇〇歳で、契約内容は売買、事由は記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、72.3 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

この案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しません

ので許可相当と考えます。

以上で、議第 21 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当の●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

当該地の周囲が譲り受け人の田んぼでありまして、耕作するには当該地を避けなければならぬ不便な状況でした。以前から「分けてほしい」との申し出をされていて今回話がまとまったものです。譲り受け人は耕作がやりやすくなりますので、結構かと思えます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第22号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第22号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

本案件の5番については委員の方に利害関係者がおられますので、まず1番から4番までを審議いたします。
局長より1番から4番の提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第22号につきまして提案理由の説明を申し上げます

議案書の3ページ、位置図は4ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は5件でございまして、まず、1番から4番までの案件について、ご説明を申し上げます。

1番目の案件です。(位置図P4、5)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇〇 693平方メートルの内、453.19平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりです。

譲渡人は〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。譲受人は、大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇 さん
です。譲渡人が土地を取得した時期および原因は、記載のとおり合併による所有権登記で、契約内容は売買、事由は分譲住宅1区画となっております。備考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区計画区域内で開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設(〇〇小学校、〇〇こども園)があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に

問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図P6、7)

1番の案件と同じく、〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇〇
693平方メートルの内、240.22平方メートルで、譲渡人は
先ほどの1番の案件と同じく 〇〇〇 〇〇 さん。譲受
人は、草津市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社 〇
〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 さんです。契約内容
は売買、事由は分譲住宅1区画となっております。備考欄
に記載のとおり、〇〇〇町地区計画区域内で開発許可に該
当します。

立地基準の判断については、先ほどの1番の案件と同じ
く、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が
2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル
以内に2以上の公共施設(〇〇小学校、〇〇こども園)が
あることから、許可相当と考えます。また、一般基準につ
いても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第
2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番目の案件です。(位置図P8、9)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 66 平方メートルと、同じく〇〇〇〇番〇 39 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりです。

譲渡人は〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり公売で、契約内容は売買、事由は駐車場となっております。備考欄に記載のとおり無断転用是正事案で、また〇〇町地区計画区域内となっております。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番目の案件です。(位置図 P 10、11)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 243 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりです。

譲渡人は〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、岐阜県岐阜市〇〇 〇丁目〇〇番地

株式会社 ○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さ
んです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載
のとおり土地区画整理法の換地処分で、契約内容は売買、
事由は分譲住宅1区画となっております。備考欄に記載の
とおり、○○地区集落地区計画区域内で開発許可に該当し
ます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した
区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道
で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（○○
小学校、○○こども園）があることから、許可相当と考え
ます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に
問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相
当と考えます。

以上で、議第22号の1番から4番までの提案理由の説
明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1番と2番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番と2番は隣接している案件です。民地に挟まれた土

地で奥に残地として農地が残りますが、譲り渡し人の畑として利用されることとなりますので、問題はありません。以上、許可相当であると考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、3番の案件を●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件は、譲り受け人の駐車場として利用されている土地で、今回譲り受けることになりましたが畑のままであったことから、無断転用の是正措置として申請されたものです。当該地は、集落内の一角でありますので、問題は無いものと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、4番の案件を●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

4番の案件は、家が建て込んでいる区域の畑で何も耕作されていない状態でした。周辺は宅地化しており宅地としての利用しか無いと思います。周囲には農地はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

今月は、輪番による現地確認はありませんでしたので、1番から4番までの質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番2番の案件ですが、分譲地の前面に道路の設置がありますが、道路法の道路として位置指定されるのですか。

○事務局

守山市の市道の公道になります。

○●番 ●● ●●委員

そうすれば、転用の目的は「道路および分譲宅地」ではないのですか。

○事務局

道路も含めての分譲宅地となります。

○議 長

よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい、結構です。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件の1番から4番は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の1番から4番は許可相当とすることに決しました。

○議 長

続いて、5番の審議をいたしますので、利害関係者である●●委員さんに退室をいただきますようお願いいたします。

(●●委員・・・退室)

○議 長

それでは、利害関係者である●●委員に退室をいただきましたので、議第22号の5番について、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

それでは、議第22号の5番につきまして提案理由の説明を申し上げます。

5番目の案件です。(位置図P12、13)

○○町 ○○○ ○○○番 1,206平方メートルの内

666 平方メートル、同じく〇〇〇〇番 74 平方メートル、同じく〇〇〇〇番 32 平方メートルの内 10 平方メートルで、地目は登記・現況は記載のとおりです。

譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、〇〇町〇〇〇〇の〇番地 農事組合法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 理事 〇〇 〇 さんです。譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は賃貸借、事由は農業用倉庫となっております。備考欄に記載のとおり、令和2年3月31日に農振軽微変更済です。

立地基準の判断については、農用地区域内農地で、農用地利用計画で指定された用途であり、地域農業の振興につながることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第22号の5番の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑入る前に5番の確認状況の報告を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

地目現況とも畑となっておりますが、造園用の木々を仮

植えされていたところですが、造園の需要が無くなったので、すでに木々は撤去され更地の状態になっていましたので、この土地を使ってもらえないかと話されていたところ、譲り受け人も農機具等の保管場所が必要であったことから話がまとまったものです。周囲の農地には影響はありませんので、許可相当と思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、本件の5番について質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

備考に記載のある「農振軽微変更済」とは、どういう意味ですか。

○事務局

農用地域内の農地に農業用施設の設置が可能となるものです。

○●番 ●● ●●委員

そうすると、地権者の方がその変更届などを農業委員会に出されたのですか。

○事務局

農用地を農業用施設地にするために農用地区域の軽微変更の手続きを農政課に出され、3月末に完了しております。

○●番 ●● ●●委員

農政課が受理しているのと農業委員会で諮るのとどっちが優位なのでしょう。何か逆でないかと思ったので質問しました。農政課が審査して「OK」を出して農業委員会で諮ったとの流れになるのですね。

○●番 ●● ●●委員

例えば、農用地を青地から白地にするのは「除外」の手続きが必要で最終的には県の許可となります。その際には、農業委員会に意見の聴取が求められています。今回は「軽微変更」の手続きで、農用地から外れることは無く農用地の青地としての利用になると思います。

○事務局

軽微変更は農政課で手続きをされるだけで農業委員会が諮問等を受けることはありませんので、今回のように転用の申請として審議するだけです。

○●番 ●● ●●委員

はい、了解しました。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の5番は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の5番は許可相当とすることに決しました。

○議 長

それでは、●●委員の入室を認めます。●●委員、お入りください。

(●●委員・・・着席)

○議 長

●●委員に報告いたします。ただいまの議第22号の5番については「許可相当である」と決しましたので、報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

ありがとうございました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 19 号から報告第 24 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

12 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 23 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 24 号 諸証明書の交付状況について

1 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終
了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 55 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和2年5月15日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

9 番

10 番